

農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域農業保証制度要綱 2014年6月27日)

特例措置前

○信用保証制度の対象は、中小企業信用保険法第2条第1項の「中小企業者」と定められているが、同施行令第1条第1項第1号で農業は対象外とされている。

ニーズ

○農業に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、信用保証協会が保証を付与することを可能としてほしい。

特例措置

○国家戦略特別区域を業務区域とする信用保証協会が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務の保証を行うことができる。

(主な要件)

- ・申込人資格要件 次の(1)又は(2)に該当するもの。
(いずれも農業生産法人を含む。)
 - (1)商工業とともに農業を営む中小企業者
 - (2)商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人
- ・保証限度額 2億8,000万円(原則として無担保保証は、8,000万円以内)
- ・保証形式 個別保証とする。
- ・保証割合 80%(割合保証)
- ・対象資金 商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金(商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。)とする。なお、本保証制度に係る既往借入金を信用保証協会保証付融資により借り換える場合は、本保証制度によってのみ行うことができる。
- ・対象金融機関 約定締結金融機関とする。
- ・返済方法 一括返済又は分割返済とする。

効果

○農業に必要な資金に係る債務の保証を行うことにより、資金調達の円滑化が図られる。